

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
06 山形県	426 東田川郡三川町	06000	2390005007792	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人のどか				
(8)主たる事務所の住所	山形県	東田川郡三川町	大字猪子字大堰端333		
(9)主たる事務所の電話番号	0235-66-5877	(10)主たる事務所のFAX番号	0235-66-5887		
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ	http://www.inoko-hoikuen.jp		(14)法人のメールアドレス	info@inoko-hoikuen.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成23年3月25日	(16)法人の設立登記年月日	平成23年3月28日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上10名以内	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	70,000
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
梅津 成夫 僱員		H29.4.1 ~ R3.6	1 有	2 無	1
五十嵐 慶一 農業		H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無	1
池田 眞治 医師		H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無	1
原田 利也 無職		H30.5.29 ~ R3.6	2 無	2 無	1
小鷹 光喜男 会社役員		H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無	1
早坂 俊幸 会社員		H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無	1
芝田 史紀 公務員		H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上9名以内	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	9,314,466	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
高橋 徳雄	1 理事長 R1.6.20 ~ R3.6	平成25年3月27日	2 非常勤	令和1年6月20日 神職	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無
成澤 剛	3 その他理事 R1.6.20 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月20日 会社役員	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無
紺野 英徳	3 その他理事 R1.6.20 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月20日 税理士	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無
齋藤 栄子	3 その他理事 R1.6.20 ~ R3.6		1 常勤	令和1年6月20日 法人職員	3 施設管理者	2 無
丸藤 睦子	3 その他理事 R1.6.20 ~ R3.6		2 非常勤	令和1年6月20日 法人職員	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	3 職員給与のみ支給
本間 光夫	3 その他理事 R1.6.20 ~ R3.6		1 常勤	令和1年6月20日 法人職員	3 施設管理者	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名以上	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	100,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)監事の任期	(3-4)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-5)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
佐竹 進	無職 R1.6.20 ~ R3.6		2 無	令和1年6月20日	3
本間 孝夫	税理士 R1.6.20 ~ R3.6		2 無	令和1年6月20日	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	1
	常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	0.8
(2)施設・事業所職員の数	①常勤専従者の実数	57	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	8
	常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	4.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和2年6月16日	評議員 7 理事 監事 会計監査人	・令和元年度計算書類及び財産目録の承認 1/4

--	--	--	--	--	--

(4)うち開催を省略した回数 1

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年5月26日	5	2	・令和元年度事業報告 ・令和元年度決算報告 ・令和2年度定時評議員会の開催 ・いご保育園及びあづまこども園運営規程の一部改正
令和2年10月29日	6	2	・令和2年度収支予算（10月補正）（案） ・いご保育園及びあづまこども園正職員就業規則の一部改正 ・あづまこども園及びあづまこども園臨時職員等取扱要綱の一部改正 ・育児休業等に関する規則の一部改正 ・介護休業等に関する規則の一部改正
令和3年3月15日	6	2	・令和2年度収支予算（3月補正）（案） ・令和3年度いご保育園・あづまこども園運営方針及び事業計画（案） ・令和3年度収支予算（案） ・経理規程の一部改正 ・職員人事

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	佐竹 進 本間 孝夫
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし 特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
000	本部拠点区分	00000001	本部経理区分				社会福祉法人のどか					
			山形県 東田川郡三川町	大字猪子字大堰端 3 3 3		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成23年4月1日	0	0		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									
001	いご保育園拠点区分	02091201	保育所				いご保育園					
			山形県 東田川郡三川町	大字猪子字大堰端 3 3 3		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成23年4月1日	90	23,795		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									14,603,000
			ウ 延べ床面積									59,565,644
			イ 修繕費合計額(円)									716,130
001	いご保育園拠点区分	02090901	一時預かり事業				いご保育園					
			山形県 東田川郡三川町	大字猪子字大堰端 3 3 3		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成23年4月1日	3	62		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									
001	いご保育園拠点区分	02091701	病児保育事業				いご保育園					
			山形県 東田川郡三川町	大字猪子字大堰端 3 3 3		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成23年4月1日	7	200		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									123,400
002	あづまこども園拠点区分	02091201	保育所				あづまこども園					
			山形県 酒田市	東町1丁目20-9		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年6月20日	40	7,721		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									
			ウ 延べ床面積									18,368,460
			イ 修繕費合計額(円)									
002	あづまこども園拠点区分	02090901	一時預かり事業				あづまこども園					
			山形県 酒田市	東町1丁目20-9		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年6月20日	3	25		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									
002	あづまこども園拠点区分	02091701	病児保育事業				あづまこども園					
			山形県 酒田市	東町1丁目20-9		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年6月20日	3	93		
			ア建設費									0
			イ大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	③事業所の所在地				土地の保有状況	建物の保有状況	④事業開始年月日	⑤事業開始年度での定員	⑥利用者延べ総数（人/年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日（1回目）	(ア) - 2 修繕年月日（2回目）	(ア) - 3 修繕年月日（3回目）	(ア) - 4 修繕年月日（4回目）	(ア) - 5 修繕年月日（5回目）	(イ) 修繕費合計額（円）				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑨（その他）	無し	無し
	無し	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	2 無し
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	2 無し
㊩第三者評価結果	3 該当なし
㊪苦情処理結果	3 該当なし
㊫監事監査結果	2 無し
㊬附属明細書	2 無し

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	247,549,880
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	2,072,659

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	施設名	直近の受審年度
------------------------------	-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	無し
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>●社会福祉法人</p> <p>1評議員の報酬等の額を定款で定めること。</p> <p>2定款のあつまでも園敷地面積と登記簿面積が合致しない。定款に基本財産を正確に記載すること。</p> <p>3経理規程に見積もり徴収についてと徴収を省略できる場合についても規程すること。</p> <p>4資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表を社会福祉会計基準に即した様式で作成すること。</p> <p>5拠点区分ごとの注記を作成すること。</p> <p>6基本金明細書を作成すること。</p> <p>7現金出納帳を整備し実費徴収等の出入金を記録し、入金した現金は、経理規程の期限内に金融機関に預け入れること。</p> <p>●いのこ保育園</p> <p>1法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすること。</p> <p>拠点区分毎の按分基準を明確にすること。</p> <p>認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰戻すこと。</p> <p>2法人本部への繰り入れについて、委託費から直接繰り入れている。理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れること。</p> <p>●あづまこども園</p> <p>1法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすること。</p> <p>拠点区分毎の按分基準を明確にすること。</p> <p>認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰戻すこと。</p> <p>2法人本部への繰り入れについて、委託費から直接繰り入れている。理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れること。</p>
-----------------	---

②実施した改善内容

●社会福祉法人	<p>1評議員の報酬等の額を定款で定めること</p> <p>=> 定款変更を伴うため、理事会で協議のうえ評議員会において定款変更を行う方向で検討する。</p> <p>2定款のあつまでも園敷地面積と登記簿面積が合致しない。定款に基本財産を正確に記載すること。</p> <p>=> 定款変更を伴うため、理事会で協議のうえ評議員会において定款変更を行う方向で検討する。</p> <p>3経理規程に見積もり徴収についてと徴収を省略できる場合についても規程すること。</p> <p>=> 経理規程の改正の際に、指摘事項を含め理事会に諮り改正することとする。</p> <p>4資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表を社会福祉会計基準に即した様式で作成すること。</p> <p>=> 今年度決算調整時から社会福祉法人会計基準に即した様式で作成することとする。</p> <p>5拠点区分ごとの注記を作成すること。 3/4</p> <p>=> 拠点区分ごとの注記を作成することとする。</p> <p>6基本金明細書を作成すること。</p> <p>=> 基本金明細書を作成することとする。</p>
---------	--

7現金出納帳を整備し実費徴収等の出入金を記録し、入金した現金は、経理規程の期限内に金融機関に預け入れること。 => 現金出納帳を整備のうえ、経理規程に基づき金融機関に預け入れることとする。
●いのこ保育園
1法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすること。 => 法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすることとする。
拠点区分毎の按分基準を明確にすること。 => 拠点区分毎の按分基準を定めることとする。
認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰り戻すこと。 => 認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰り戻すこととする。
2法人本部への繰り入れについて、委託費から直接繰り入れている。理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れること。 => 理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れることとする。
●あづまこども園
1法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすること。 => 法人本部への繰り入れは、弾力運用が認められている範囲内とすることとする。
拠点区分毎の按分基準を明確にすること。 => 拠点区分毎の按分基準を定めることとする。
認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰り戻すこと。 => 認められた範囲を超えて本部区分へ繰り入れた積立金は、各拠点区分へ繰り戻すこととする。
2法人本部への繰り入れについて、委託費から直接繰り入れている。理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れること。 => 理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩して繰り入れることとする。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無